

規制改革・民間開放推進 3か年計画（改定）について

〔平成 17 年 3 月 25 日〕
〔閣 議 決 定〕

規制改革・民間開放推進 3か年計画（改定）を別紙のとおり
定める。

11 雇用・労働関係

イ 就労形態の多様化を可能とする規制改革

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定期 | | |
|-----------------------|---|-------------------------|--------|--------|--------|
| | | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| ④裁量労働制の拡大等 (厚生労働省) | a 企画業務型の裁量労働制については、労働基準法の改正（平成15年法律第104号）により、導入手続が簡素化され、適用対象事業場も本社等に限定されないこととなったところであるが、制度の広範な活用が可能となるようその周知徹底を図る。 | 計画・雇用イ②a | 措置済 | | |
| | b 裁量労働制の導入手続に関しては、企画業務型についても専門業務型と同様に、労使協定による導入を認めるよう求める意見が労使の一部にあることに留意しつつ、その可能性について、速やかに検討する。 | 重点・雇用2(4) 〔計画・雇用イ②b〕 | | 検討 | |
| | c 事業場における業務の実態については、当該事業場の労使が最も熟知していることから、裁量労働制の対象業務の範囲についても、これら事業場における労使の自治にゆだねる等の方向で見直しを図るべきであるとの考え方にも留意しつつ、制度の見直しに向けた検討を早急に行う。 | 重点・雇用2(4) | | 検討 | |
| | d 大学教員の行う入試業務等の教育関連業務については、授業等の時間と合算した時間が1週の法定労働時間または所定労働時間のうち短いほうの時間の概ね5割程度に満たない場合には、専門業務型裁量労働制の対象業務となる（入試業務等に従事した日についても労働時間のみなしが可能である）ことの周知徹底を速やかに図る。 | | 措置済 | | |
| | e 最も裁量性の高い職種と考えられる大学教員について、大臣告示の見直し（平成15年厚生労働省告示第354号）により「大学における教授研究の業務」が専門業務型裁量労働制の対象業務になったことについて、周知徹底を図る。 | 計画・雇用イ②c | 措置済 | | |

ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定期 | | |
|--------------------------------------|--|-------------------------|---------|--------|--------|
| | | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| ①労働時間規制の適用除外の拡大等 (厚生労働省) | 2004年8月に改正規則が施行された米国のホワイトカラーエグゼンプション制度を参考にしつつ、現行裁量労働制の適用対象業務を含め、ホワイトカラーの従事する業務のうち裁量性の高いものについては、改正後の労働基準法の裁量労働制の施行状況を踏まえ、専門業務型裁量労働制の導入が新たに認められた大学教員を含め、労働者の健康に配慮する措置等を講ずる中で、労働時間規制の適用を除外することを検討する。また、その際、管理監督者等を対象とした現行の適用除外制度についても、新たに深夜業に関する規制の適用除外の当否も含め、併せて検討を行う。 | 重点・雇用3(1) 〔計画・雇用ウ①a〕 | 海外事例の調査 | 検討 | |
| ②解雇紛争の救済手段としての「金銭賠償方式の導入」 (厚生労働省) | 解雇をめぐる紛争の救済手段として「金銭賠償方式」の導入を認めることに関しても、引き続き検討を行う。 | 重点・雇用3(2) 〔計画・雇用ウ①b〕 | 検討 | | |

カ その他

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定期 | | |
|---------------------------|--|------------------------|--------|--------|--------|
| | | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| ②産業別最低賃金制度の見直し (厚生労働省) | 地域別最低賃金とともに都道府県単位で設定される産業別最低賃金については、その維持強化を求める声がある一方で、屋上屋を重ねるものとして、その廃止を求める声も他方にはあり、産業別最低賃金を含む最低賃金制度の在り方については、平成16年9月以降検討が行われているところであるが、こうした考え方にも留意しつつ、引き続き意見集約に向けて検討を進める。 | 重点・雇用4(2) 〔計画・雇用カ②〕 | 検討 | | |

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との 関係 | 実施予定期 | | |
|------------------------------------|---|---------------|--------|--------|--------|
| | | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| ⑤義務教育修了前の演劇子役の就労可能時間の延長 (厚生労働省) | <p>義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後8時までから午後9時までに延長することを検討し、措置する。</p> <p>ただし、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る等の観点から、今後必要な措置を検討する必要があることに留意する。</p> | 計画・雇用 力⑤ | 措置済 | | |